平成２８年（再ロ）第１００１１号

東京都府中市小柳町５丁目２番地の53

再生債務者　増井　一宏

1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年６月６日まで

4　一般異議申述期間　平成29年６月20日から平成29年７月11日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第２号

石川県小松市南浅井町イ132番地５

再生債務者　吉田　信子

1　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年６月６日まで

4　一般異議申述期間　平成29年６月13日から平成29年６月27日まで

金沢地方裁判所小松支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００５４号

東京都大田区上池台３―23―１―302

再生債務者　久泉　　透

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年３月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月22日まで

平成29年５月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１号

青森市浪岡大字五本松字岡本77番地32

再生債務者　白戸　尚仁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月29日まで

平成29年５月８日　青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（再ロ）第３号

埼玉県児玉郡神川町大字植竹521番地１

再生債務者　大畠　信之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月29日まで

平成29年５月８日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（再ロ）第２号

茨城県つくば市稲荷原１番地220

再生債務者　齋藤　愛子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月30日まで

平成29年５月９日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第３号

青森県黒石市末広70番地８

再生債務者　今　　英樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月８日　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（再ロ）第１号

川崎市高津区久末468番地１　クオス日吉台レジデンシャルヒルズ　102

再生債務者　小泉　崇一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月９日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（再ロ）第４号

神戸市西区井吹台東町５丁目76番地の21

再生債務者　宮脇　大輔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年５月９日

神戸地方裁判所明石支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月一日

掲載頁　六〇頁（号外第四〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月一日

掲載頁　六〇頁（号外第四〇号）

平成二十九年五月十七日

秋田市山王四丁目五番一〇号

（甲）株式会社アキタパークホテル・マネージメント

代表取締役　岡松　英策

秋田市山王四丁目五番一〇号

（乙）株式会社アキタパークホテル・プロパティ

代表取締役　岡松　英策

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年四月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十日

掲載頁　一五二頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十日

掲載頁　一四九頁（号外第一三六号）

平成二十九年五月十七日

山梨県韮崎市藤井町北下条二三八一番地の一

（甲）東京エレクトロン山梨株式会社

代表取締役　田原　好文

岩手県奥州市江刺区岩谷堂字松長根五二番地

（乙）東京エレクトロン東北株式会社

代表取締役　佐々木貞夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十九日

掲載頁　一一八頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二日

掲載頁　十五頁（号外第九十五号）

平成二十九年五月十七日

静岡県島田市金谷東二丁目一一一二番地の二

（甲）大井川鐵道株式会社

代表取締役　前田　忍

静岡県掛川市柳町一番地

（乙）掛川大鉄タクシー株式会社

代表取締役　浅原　悟

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により（乙、住所　東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号）の顧客常駐型オンサイトサービス事業を中心とした浜松地区の事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.tsolweb.co.jp/company/kessan.htm

（乙）http://www.tis.co.jp/pn/

平成二十九年五月十七日

東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号新宿スクエアタワー一八階

ＴＩＳソリューションリンク株式会社

代表取締役　西野　隆英